

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認高知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年5月14日から28年6月13日まで
② 昭和32年2月8日から36年4月11日まで

A社B工場に勤務していた申立期間①と、C社に勤務していた申立期間②については、社会保険庁の記録ではそれぞれ脱退手当金が支給済みとされているが、私は、2回とも脱退手当金の請求及び受給した記憶が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間①の脱退手当金は昭和29年2月6日に支給決定されたこととなっていることを踏まえると、申立期間①の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は28年7月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、A社B工場の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の資格喪失日の前後それぞれ2年の間に厚生年金保険の資格喪失をしている女性42人のうち、脱退手当金の支給記録がある者は、申立人を含め5人と少ない上、これら5人の資格喪失日から支給決定日までの期間はいずれも7か月以上であることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳の申立人の生年

月日は誤って記録されており、脱退手当金の裁定があれば訂正されるところ、訂正されていない。

- 2 申立期間②について、C社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の資格喪失日の前後それぞれ2年の間に厚生年金保険の資格喪失をしている女性のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含め31人であるが、うち23人は資格喪失日から6か月以内に支給決定されているにもかかわらず、申立人の申立期間②に係る脱退手当金は、資格喪失日から11か月後の昭和37年3月19日に支給されたこととされている上、申立人と同様、資格喪失日から支給決定日までの期間が7か月以上である8人のうち1人は自分の意思で請求したと供述していることを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、C社を退職後も、別の事業所で勤務を続けていたので脱退手当金は受給していないと申し立てているところ、申立期間②の脱退手当金を受給したとされる昭和37年3月19日から約6か月後の同年10月2日に別の事業所で厚生年金保険の被保険者資格を再取得していることを踏まえると、当時、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたとは認め難い。

- 3 これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年7月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年2月23日から同年7月21日まで

私は、昭和30年2月にA社に入社し、36年7月21日にC社に出向するまで、数か月間勤務していたA社B支店での厚生年金保険加入期間が36年2月18日から同年2月23日までの5日間のみとされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D社（A社の後継会社）から提出された従業員名簿の辞令簿及び当時の複数の同僚の供述により、申立人は申立期間においてA社B支店に勤務し（昭和36年7月21日にC社へ出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和36年2月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年2月までの期間、37年8月、38年5月から39年1月までの期間、39年8月から40年4月までの期間、40年7月から41年3月までの期間、42年4月から同年10月までの期間、43年1月から同年2月までの期間、44年9月から同年11月までの期間、及び45年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年2月まで
② 昭和37年8月
③ 昭和38年5月から39年1月まで
④ 昭和39年8月から40年4月まで
⑤ 昭和40年7月から41年3月まで
⑥ 昭和42年4月から同年10月まで
⑦ 昭和43年1月から同年2月まで
⑧ 昭和44年9月から同年11月まで
⑨ 昭和45年3月

私は、父親が国民年金の加入手続きを行うとともに、船員保険が未加入の期間については、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことに納得がいかない。

なお、郵送されてきた年金特別便では、申立期間がすべて納付済みとされていた記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年4月から42年8月までに払い出されたものと推認され、最も早い41年4月に払い出されたものとしても、その時点では、申立期間のうち、36年4月から37年2月までの期間、37年8月及び38年5月から同年12月までの期間は時効により納付できない期間であり、39年1月及び39年8月から40年3月までの期間は過年度納付

によることとなるが、申立人自身は国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付をしていたとされる申立人の父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況は不明であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録によれば、申立期間のうち、昭和 44 年 9 月から同年 11 月までの期間及び 45 年 3 月は国民年金の未加入期間とされている上、その他の申立期間は、平成 20 年 7 月に船員保険との統合が行われており、統合前の国民年金の記録では、36 年 4 月から 41 年 3 月までの期間及び 42 年 1 月から 43 年 5 月までの期間はすべて未納とされていたことを踏まえると申立人の父親が申立人の船員保険から国民年金への切替手続を適正に行っていたとは考え難い。

さらに、申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間は 9 つの期間で合計 52 か月と比較的長期間であり、ほかに申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

高知国民年金 事案 452 (事案 292 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 1 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 44 年 3 月まで

私は、平成 20 年 8 月 26 日付けの年金記録に係る確認申立てに対して、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない旨の通知を受けたが、20 歳になった時、国民年金に加入し、当時、同居していた祖母及び叔母を通じて国民年金保険料を集金人に納付していたことは確かであることから、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

なお、今回の再申立に当たって、国民年金に加入した当時、近所に居住し、同じ頃に 20 歳になった女性と国民年金保険料の納付について話したことを思い出しましたので、その人の納付記録等を調査して私の主張が正しいことを確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、20 歳になったころ、自宅に来た女性に国民年金の加入を勧められたため国民年金に加入し、当時、同居していた祖母及び叔母を通じて、国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 6 月に払い出されたものと推認され、払出時点では、申立期間のうち、39 年 1 月から 42 年 3 月までの期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、申立期間は 63 か月と比較的長期間である上、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとされる申立人の祖母及び叔母は死亡していることに加え、集金人も特定できないことから、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける関係者等の証言も得られないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 12 月 17 日付けで年金記録の

訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、国民年金に加入した当時、近所に居住し、同じ頃に 20 歳になった女性と国民年金保険料の納付について話したことを思い出したことから、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当該女性は、申立期間が納付済みとはされていない上、既に他界していることから、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを裏付ける証言も得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで
② 昭和 47 年 2 月 1 日から 48 年 2 月 1 日まで

私は、A社に勤務していた期間のうち申立期間①が、B社に継続して勤務していた期間のうち申立期間②が、それぞれ厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 A社について、雇用保険の加入記録及び当時の複数の同僚の供述により、申立人が申立期間①において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社の当時の総務担当者は、「当時、申立人のように、農閑期のみ勤務する有期雇用者の厚生年金保険については、本人の加入希望の有無や現場作業経験の有無などを考慮して、加入させるか否かを決めていた。」旨を供述している上、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が申立期間①後において、同社で2回目に勤務した期間は厚生年金保険加入期間とされていることが確認できることから、申立人の同社での最初の勤務期間である申立期間①について、厚生年金保険に未加入であったものと考えても不自然ではない。

また、A社には、申立期間①当時の賃金台帳等の資料が無い上、当時の複数の同僚からも、申立期間①における申立人の厚生年金保険への加入及び保険料控除についての供述は得られない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、連番で被保険者の氏名が記載されており、申立人の記載が脱落した痕跡は認められない。

2 B社について、申立人が提出した同社の社員旅行での写真及び当時の複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間②において、同社に勤務していたことはうかがわれるものの、申立人の同社への入社日を特定すること

はできない。

また、申立人が提出したB社の社員旅行での写真により、申立人が氏名を記憶する同僚21人について、社会保険事務所が保管する同社の被保険者原票を確認したところ、うち6人は同社で厚生年金保険に未加入であることが確認できることから、当時、同社では、一部の従業員は厚生年金保険に加入させていなかったなど、勤務していたすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いは行っていなかったことが推認できる。

さらに、申立人及び当時の複数の同僚は、「当時、B社には試用期間があり、その期間の長さは不明であるものの、当該試用期間中は厚生年金保険には未加入であったと思う。」旨を供述しているほか、雇用保険の加入記録によると、申立人のB社での雇用保険加入期間は、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

加えて、B社は、平成14年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②当時の賃金台帳等は確認できない上、当時の複数の同僚等からも、申立期間②における申立人の保険料控除の有無等についての供述は得られない。

- 3 このほか、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立期間①及び②において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主に給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 5 月ごろから 48 年 5 月 1 日まで
② 昭和 48 年 6 月 28 日から 52 年 10 月ごろまで

私は、昭和 46 年 5 月ごろから 52 年 10 月ごろまで、A 社に継続して勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険加入期間は 48 年 5 月の 1 か月のみとされ、申立期間①及び②が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、当時の複数の同僚の供述からは、申立人が A 社に勤務していた期間を特定することはできない。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人を A 社に紹介し、同社で一年くらい一緒に勤務していたとされる同僚は、同社で厚生年金保険に未加入であることが確認できる上、申立人が姓名を記憶する同僚 5 人のうち、同社で厚生年金保険に加入した記録が確認できる者は 1 人のみであることから、申立期間①及び②当時、同社では、一部の従業員のみ厚生年金保険に加入させ、勤務していたすべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いが行っていなかったことがうかがわれる。

さらに、雇用保険の加入記録によると、申立人の A 社での雇用保険加入期間は、社会保険庁のオンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立期間①及び②において国民年金に加入し、申立期間①及び②のうち、昭和 46 年 5 月から同年 10 月までの期間は国民年金保険料を納付し、48 年 4 月、同年 6 月か

ら 50 年 3 月までの期間及び 51 年 7 月から 52 年 10 月までの期間は国民年金保険料の申請免除期間とされていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年9月1日から36年4月1日まで

私は、A社に昭和26年12月19日から36年3月31日まで継続して勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が28年9月1日とされ、申立期間が厚生年金保険に未加入とされているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

なお、私は、A社を退社する際に事業主から、「今まで掛けていた厚生年金保険が無駄にならないよう、引き続き国民年金に加入するように。」と言われたことを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社には10年間以上勤務していた旨を主張している。

しかし、当時の複数の同僚の供述からは、申立人がA社に勤務していたことは確認できるものの、申立人の同社における勤務期間を特定することはできない。

また、当時の複数の同僚は、「A社は、昭和28年の夏ごろから経営難となり、ほとんどの従業員は29年当初までに退社した。」旨供述しており、社会保険庁のオンライン記録により、29年1月20日にA社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる同僚は、「申立人は、私より先に辞めたと思う。」と供述するなど、申立期間における申立人の勤務実態等は確認できない上、社会保険事務所の記録によると、同社は、30年3月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間のうち、30年3月2日から36年4月1日までの期間において、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所別

被保険者名簿を見ると、標準報酬月額^の等級表が改正された昭和 28 年 11 月 1 日以降も同社で厚生年金保険に加入していることが確認できる 3 人については、同年 11 月に標準報酬月額^の等級が変更された痕跡^{（こんせき）}が確認できるものの、当該時点より前に同社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失したとされる申立人を含む 8 人には、その痕跡^{（こんせき）}が見当たらないことから、申立人は、28 年 11 月より前に同社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失していたものとするのが相当である。

加えて、申立人は、A 社を退社後、すぐに国民年金に加入した旨を主張しているが、社会保険事務所の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間の期末日より 3 年以上経過した昭和 39 年 9 月に払い出されたものと推認され、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、当時の同僚等からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除についての供述は得られず、ほかに申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。